

かすやの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金 70th

昨年度、皆さまからの深いご理解とご協力で **12,515,634円**の募金が寄せられました。
このうち **10,899,500円**が粕屋町社会福祉協議会に配分され、粕屋町を良くするために
役立てられています。皆さまのご協力に心から感謝申し上げます。



共同募金会粕屋町支会 粕屋町社会福祉協議会

〒811-2317 糟屋郡粕屋町長者原東六丁目5番10号(粕屋町福祉センター内)

TEL 938-6844 FAX 938-6886

E-mail : kasuya-shakyo@blue.ocn.ne.jp

www.akaihane.or.jp ●赤い羽根データベース「はねと」をご覧下さい

寄附金に税の特典があります。(会社など法人の寄附金は全額損金算入できます。)

みなさまのおかげで粕屋町がまた良くなります

★高齢者の福祉活動に

2,580,000円



老人クラブ連合会支援、老人クラブ演芸大会の開催、シルバー団基大会の開催、軽運動・趣味の教室の開催、ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業、ひとり暮らし高齢者と語る会の開催、外出支援の充実(車椅子の無料貸出)、ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動など
高齢者の社会参加活動や生きがい・健康・仲間づくりのために

★障がい児・者の福祉活動に

1,346,000円



身体障がい者福祉協会・知的障がい(児)者親の会活動支援、発達障がい研修会の開催、知的障がい者(児)、発達障がい者(児)親子交流事業、子育て応援サロンの開催(療育児・親子サロン)、身体障がい者生き甲斐対策支援事業(身体障がい者サロン)、発達障がい情報の発信など
障がい者の社会参加活動や生きがい・健康・仲間づくりのために

★児童・青少年福祉活動に

2,627,500円



地域青少年育成支援事業、福祉協力校活動の支援(小、中学校、高校)、幼稚園等の世代間交流の支援、福祉体験教室の開催、子育て情報誌「かすやキッズネット」の発行、子育て支援事業(出前講座、出前講座特別編)、総合学習の支援など
子どもの福祉向上のために

★地域福祉・ボランティア活動の推進に

4,346,000円



社協だよりの発行、小地域福祉活動の支援、地域見守りチラシ等の配付、福祉研修会の開催、福祉委員研修会の開催、献血推進事業、福祉委員活動の支援、各種福祉団体活動の支援、ボランティア連絡協議会の支援、ボランティア保険への加入、災害ボランティアセンター設置訓練など
ボランティア活動推進のために

共同募金に係る所得税の税額控除について

★所得税の税額控除について

所得税の税額控除とは、所得税から一定の金額を控除する制度です。
これまでは、共同募金会に寄付した場合の所得税の税制優遇措置は、所得控除のみでしたが、現在は、所得控除と税額控除のいずれかを選べるようになりました。
なお、住民税については、従前から税額控除の適用を受けています。

★所得控除と税額控除の控除額の比較

所得 300万円(課税所得 165万円)の場合、所得税額は 82,500円となります。
共同募金に下記の金額を寄付し、①所得控除を選択した場合と、②税額控除を選択した場合の、控除後の所得税額の比較は下記のとおりです。

(1) 1万円寄付の場合

- ①所得控除を選択: 所得税額 82,100円(減税額 400円)
- ②税額控除を選択: 所得税額 79,300円(減税額 3,200円)

(2) 5千円寄付の場合

- ①所得控除を選択: 所得税額 82,350円(減税額 150円)
- ②税額控除を選択: 所得税額 81,300円(減税額 1,200円)

※企業などの法人は、従来どおり全額損金算入できます。

